

七飯町認可保育所等利用調整表

別表第1

保育の必要な事由		父	母	
1 就労	月労働時間数160時間以上	10	10	
	月労働時間数140時間以上 160時間未満	9	9	
	月労働時間数120時間以上 140時間未満	8	8	
	月労働時間数100時間以上 120時間未満	7	7	
	月労働時間数80時間以上 100時間未満	6	6	
	月労働時間数48時間以上 80時間未満	5	5	
	2 妊娠・ 出産	出産予定日の8週間前から出産日の 8週間後まで	—	8
	3 疾病・ 障がい	入院又は常時臥床	10	10
月複数回の通院加療を要する		7	7	
身体障害者手帳1・2級、精神障害者 保健福祉手帳1～3級又は療育手帳の 交付を受けていて保育が困難		10	10	
身体障害者手帳3級の交付を受けてい て保育が困難		7	7	
身体障害者手帳4級の交付を受けてい て保育が困難		5	5	
4 介護・ 看護	月160時間以上介護又は看護	10	10	
	月140時間以上160時間未満介護 又は看護	9	9	
	月120時間以上140時間未満介護 又は看護	8	8	
	月100時間以上120時間未満介護 又は看護	7	7	
	月80時間以上100時間未満介護 又は看護	6	6	
	月48時間以上80時間未満介護 又は看護	5	5	
	5 災害復旧に当たっている	10	10	
6 求職活動を継続的に行っている (起業準備を含む)	3	3		
7 就学	技能習得中・在学中 月就学時間数120時間以上	8	8	
	技能習得中・在学中 月就学時間数48時間以上 120時間未満	5	5	
	8 虐待・DV (行政機関からの要請等を含む)	20	20	
9 育児休業	在園児の転園	7	7	
10 上記に準ずる家庭状況にあると町長が認める場合	10	10		

備考

- 1 児童の保育が必要な事由に応じて、点数を設定する。
- 2 父母の状況について、それぞれ該当する点数を合算するものとする。
- 3 複数の事由に該当する場合は、各々について点数が最も高い事由を採用する。
- 4 保護者は父母を原則とするが、父母ともにいない場合には、その他の保護者で点数を設定する。

別表第2

加算項目		点数
1 世帯 類型	ひとり親世帯	12
	生活保護世帯	1
	児童への支援(障がいを含む)が必要な 世帯	1
	生計中心者(父母)の失業により、就労 の必要性が高いと認められる場合	1
2	a) 産休・育休明けによる入所の場合	4
	b) 兄弟・姉妹が既に入所している場合	8
	c) 産休・育休明けで兄弟・姉妹が既に入所して いる場合	10
	兄弟・姉妹同時入所申請	3
3 虐待・DVのおそれがあるため、保育の緊急性が 高く特に優先が必要と認める場合	10	
4 保護者が保育士等資格保有者で、町内に所在する 認可保育所等で保育業務に従事する場合	20	
5 転園	a) 地域型保育事業等において、受入年 齢の上限に達した場合	20
	b) 廃止となる認可保育所等からの転園	20
	c) 認可外保育施設が認可保育所等に移 行する際に、同一施設に継続入所す る場合	20
	同一認定こども園内において、1号 から2号に移る場合	5
	転居に伴うもの	2
6 待機期間が6か月以上の場合	1	

備考

- 1 複数の状況に該当する場合は、該当する項目をすべて合算したものを加算点数とする。
- 2 2の項中a、b、cは重複して加算するのではなく、該当するいずれか1つの項目のみ加算する。  
b、cについては認可保育所等への入所を指し、同一認定こども園に限り教育機能部分を利用する場合も含む。
- 3 5の項中a、b、cについては当該事由が発生する前日に在園する児童にのみ加算する。

別表第3

優先順位	項目
1	兄弟姉妹が希望保育所等を既にご利用している世帯
2	申請児童に障がいがあり、希望保育所等において 保育する必要がある場合
3	ひとり親世帯
4	多子世帯(同一世帯に就学前児童の子どもが複数 いる場合)
5	世帯の状況から総合的に判断